

雇児発 0331 第 24 号
社援発 0331 第 63 号
老 発 0331 第 16 号
平成 26 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政
法人福祉医療機構の融資について」の一部改正について

標記については、平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 4 号、社援発 0226 第 7 号、老発 0226 第 1 号「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知により取り扱いを示しているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 2 月 6 日から適用することとしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。

長 崎 県
26.4.24
26福保第 96 号

社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について 新旧対照表

新	旧
<p>厚見 発 0 2 2 6 第 4 号 社 援 発 0 2 2 6 第 7 号 老 発 0 2 2 6 第 1 号 平 成 2 5 年 2 月 2 6 日</p> <p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人福祉医療機構の融資について</p> <p>社会福祉施設等の利用者（安全・安心）を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等において、高台移転整備を対象としているが、あわせて下記の移転整備費にかかるとして、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようになされたい。</p> <p>記</p> <p>1 対象施設及び対象事業 （1）下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがある と都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転 する場で、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、社会福祉施設 等耐震化等臨時特例基金からの補助又は平成25年度次世代育成支 援対策施設整備交付金（児童養護施設等の耐震化等整備に係る分） を受けて行う移転改築整備事業。</p> <p>対象施設：（略）</p>	<p>厚見 発 0 2 2 6 第 4 号 社 援 発 0 2 2 6 第 7 号 老 発 0 2 2 6 第 1 号 平 成 2 5 年 2 月 2 6 日</p> <p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人福祉医療機構の融資について</p> <p>社会福祉施設等の利用者（安全・安心）を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等において、高台移転整備を追加したところであるが、あわせて下記の移転整備費にかかるとして、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようになされたい。</p> <p>記</p> <p>1 対象施設及び対象事業 （1）下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがある と都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転 する場で、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助を受 けて行う移転改築整備事業。</p> <p>対象施設：（略）</p>

新	旧
<p>(2) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがある と都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転 する場合は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金からの補助又は地域 介護・福祉空間整備等施設整備交付金を受けて行う移転改築整備事 業。</p> <p>対象施設：(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 適用期間 平成27年3月31日までに着手した事業</p>	<p>(2) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがある と都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転 する場合は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金からの補助を受けて 行う移転改築整備事業。</p> <p>対象施設：(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 適用期間 平成26年3月31日までに着手した事業</p>

雇児発 0401 第 16 号
社援発 0401 第 34 号
老 発 0401 第 14 号
平成 26 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政
法人福祉医療機構の融資について」の一部改正について

標記については、平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 4 号、社援発 0226 第 7 号、老発 0226 第 1 号「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知により取り扱いを示しているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。

社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について 新旧対照表

新	旧
<p> 厚 児 発 0 2 2 2 6 第 4 号 社 援 発 0 2 2 2 6 第 7 号 老 発 0 2 2 2 6 第 1 号 平 成 2 5 年 2 月 2 6 日 </p> <p> 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核都市市長 </p> <p> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 </p> <p> 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人福祉医療機構の融資について </p> <p> 社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等のメメニユーにおいて、高台移転整備を対象としているが、あわせて下記の移転整備費にかかるとしたことから、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないよううにされたい。 </p> <p>記</p> <p>1 対象施設及び対象事業</p> <p>(1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおおそい高台に移転する場合は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、次世代育成支援対策施設整備交付金、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（児童福祉施設等耐震化等臨時特例基金）を援けて行う移転改築整備事業。</p> <p>対象施設：(略)</p>	<p> 厚 児 発 0 2 2 2 6 第 4 号 社 援 発 0 2 2 2 6 第 7 号 老 発 0 2 2 2 6 第 1 号 平 成 2 5 年 2 月 2 6 日 </p> <p> 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核都市市長 </p> <p> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 </p> <p> 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人福祉医療機構の融資について </p> <p> 社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等のメメニユーにおいて、高台移転整備を対象としているが、あわせて下記の移転整備費にかかるとしたことから、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないよううにされたい。 </p> <p>記</p> <p>1 対象施設及び対象事業</p> <p>(1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおおそい高台に移転する場合は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（児童福祉施設等耐震化等臨時特例基金）を援けて行う移転改築整備事業。</p> <p>対象施設：(略)</p>

新	旧
<p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4)「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 (平成14年法律第92号)第12条に基づき関係市町村長が作成する津 波避難対策緊急事業計画に掲げる高齢者、障害者、乳幼児又は児童 が通所、入所又は入居をすることを社会福祉施設その他これに類する施設 の移転整備事業 ※ 介護老人保健施設については、貸付金額7.2億円までを上限に当 初5年間のみ無利子</p> <p>2 適用期間 (1)～(3) 平成27年3月31日までに着手した事業 (4) 平成26年4月1日以降に着手した事業</p>	<p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 適用期間 平成27年3月31日までに着手した事業</p>

雇児発 0226 第 4 号
社援発 0226 第 7 号
老 発 0226 第 1 号
平成 25 年 2 月 26 日

【最終改正】雇児発 0401 第 16 号
社援発 0401 第 34 号
老 発 0401 第 14 号
平成 26 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る
独立行政法人福祉医療機構の融資について

社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等のメニューにおいて、高台移転整備を対象としているが、あわせて下記の移転整備費にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。

記

1 対象施設及び対象事業

- (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助又は平成25年度次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養護施設等の耐震化等整備に係る分）を受けて行う移転改築整備事業。

対象施設：

救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設

- (2) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、介護基盤緊急整備等臨時特例基金からの補助又は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を受けて行う移転改築整備事業。

対象施設：

小規模多機能型居宅介護事業所、小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下のもの）、小規模ケアハウス（定員29人以下のもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模介護老人保健施設（定員29人以下のもの）

※ 小規模介護老人保健施設については、貸付金額7.2億円までを上限に当初5年間のみ無利子

- (3) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、都道府県、指定都市又は中核市の補助を受けて行う移転改築整備事業。

対象施設：

大規模養護老人ホーム（定員30人以上のもの）、大規模特別養護老人ホーム（定員30人以上のもの）、大規模ケアハウス（定員30人以上のもの）、大規模介護老人保健施設（定員30人以上のもの）

※ 大規模介護老人保健施設については、貸付金額7.2億円までを上限に当初5年間のみ無利子

- (4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)第12条に基づき関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設の移転整備事業
- ※ 介護老人保健施設については、貸付金額7.2億円までを上限に当初5年間のみ無利子

2 適用期間

- (1) ~ (3) 平成27年3月31日までに着手した事業
- (4) 平成26年4月1日以降に着手した事業